

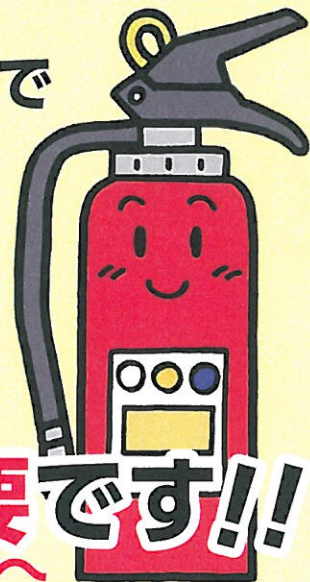
# 安全なイベントを開催するために

～相模原市火災予防条例改正のお知らせ～

夏まつり、盆踊り、商店会まつり等のイベントで  
**火気器具を使用する場合には**

**平成26年8月1日** から

**『消火器の準備』が必要**です!!



## ☆なぜ消火器が必要なの？

多数の死傷者が発生した花火大会の**火災**を受け、迅速な初期消火と被害拡大を防止するためです

## ☆火気器具とは？

発電機、ガスコンロ、炭火、電気フライヤー等

## ☆どのような消火器を準備するの？

粉末や強化液の消火器

## ☆誰が準備するの？

火気器具を使用する人など



詳しくはお近くの消防署へ

■相模原市消防局予防課	☎042-751-9117
■相模原消防署査察指導課	☎042-751-9134
■南消防署査察指導課	☎042-744-0119
■北消防署査察指導課	☎042-774-9949
■津久井消防署査察指導課	☎042-685-2098

※消防署へ露店等の開設の届出が、今後、必要となります。

